

別記様式（第４条関係）

## 会 議 録

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 議 の 名 称 | 平成２４年１０月１５日 定例庁議                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 開 催 日 時   | 午前 ９時１０分から<br>平成２４年１０月１５日(月)<br>午前 ９時５２分まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 開 催 場 所   | 市長公室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 出 席 者     | <p>富岡市長、小澤副市長、和田教育長、田中審議監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、柳原都市建設部長、関根会計管理者、池田水道部長、内田議会事務局次長兼議会総務課長（丸山議会事務局長代理）、中島学校教育部長、田中生涯学習部長、星野監査委員事務局長</p> <p>（担当課１）<br/>安岡総務部次長兼財政課長、堤田同課主幹兼課長補佐兼予算係長</p> <p>（担当課２）<br/>益田危機管理課長、佐藤同課長補佐、同課防災消防・防犯係池ノ内主任</p> <p>（担当課３）<br/>宮資源リサイクル課長補佐兼資源リサイクル係長</p> <p>（担当課４）<br/>上篠長寿はつらつ課長補佐、平塚同課専門員兼介護サービス係長</p> <p>（担当課５）<br/>村沢都市計画課長、中村同課長補佐兼計画係長、飯泉同課専門員兼みどり公園係長</p> <p>（担当課６）<br/>松本都市建設部参事兼道路交通課長、野島同課長補佐、浅沼同課道路施設係長</p> <p>（担当課７）<br/>木村下水道課長、渡辺同課長補佐</p> <p>（担当課８）<br/>渡辺水道部次長兼水道経営課長、福室水道施設課長補佐</p> <p>（担当課９）<br/>神田地域づくり支援課長、田中同課主幹兼課長補佐、岩城政策企画室専門員兼政策企画係長</p> <p>（事務局）<br/>上野副審議監、村山政策企画室長、同室政策企画係濱野主事、田中</p> |

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                              |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
|                    | 秘書室長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                              |
| 会 議 内 容            | (1) 平成25年度当初予算編成方針について<br>(2) 朝霞市暴力団排除条例(案)について<br>(3) 地域主権一括法の施行に伴い基準を制定する条例及び改正する条例について<br>①朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例<br>②朝霞市指定地域密着サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)<br>③朝霞市指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(案)<br>④朝霞市指定密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例(案)<br>⑤朝霞市都市公園条例の一部を改正する条例<br>⑥朝霞市市営住宅条例の一部を改正する条例<br>⑦朝霞市が管理する市道の構造等を定める条例(案)<br>⑧朝霞市下水道条例の一部を改正する条例<br>⑨朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(案)<br>(4) 朝霞市憩いの湯設置及び管理条例を廃止する条例(案)について |                                                                              |
| 会 議 資 料            | (1) 平成25年度当初予算編成方針<br>(2) 朝霞市暴力団排除条例(案)について<br>(3) 地域主権一括法の施行に伴い基準を制定する条例及び改正する条例について<br>(4) 朝霞市憩いの湯設置及び管理条例を廃止する条例(案)について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                              |
| 会 議 録 の<br>作 成 方 針 | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                              |
|                    | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                              |
|                    | <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                              |
|                    | <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管(保存年限          年)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                              |
|                    | 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去<br><input type="checkbox"/> 会議録の確認後    か月 |
|                    | 会議録の確認方法<br>出席者の確認及び事務局の決裁                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                              |
| そ の 他 の<br>必 要 事 項 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                              |

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【市長あいさつ】

【議題】

（１）平成２５年度当初予算編成方針について

【説明】

（担当課：安岡）

- ・平成２５年度当初予算編成方針は、国の経済情勢及び本市の財政状況を説明する内容である。本市の財政状況は、財政の硬直化、財源不足が深刻になっている中、第４次朝霞市総合振興計画後期基本計画に掲げる各種施策を着実に推進することはもとより、３点を重点的に推進すべき優先度の高い課題とし、予算の編成に取り組まなければならない。
- ・編成方針は基本原則、歳入に関する事項、歳出に関する事項が主な内容である。
- ・基本原則は、国が実施する事業について、第４次朝霞市総合振興計画実施計画の対象事業であることとする。
- ・歳入に関する項目は、国・県の動向を的確に把握し、補助金が削減又は廃止された場合には、事業の廃止、縮減を前提に十分検討することとする。
- ・歳出に関する項目は、新たに平成２５年度より水道事業以外の特別会計においても枠配分を実施することなどを主な項目としている。
- ・予算編成方針は、庁議で承認いただいたのち予算要求締切日を平成２４年１１月１２日、月曜日正午とし各課へ通知する。

[１０月９日政策調整会議の要旨について報告]

- ・市で医療体制を充実させるのは困難であるため、予防医療とするのが適当であるとの意見から、「医療」の表現を「予防医療」に修正し庁議に諮ることとした。

【意見等】

- ・なし

【結果】

- ・本件については、原案のとおり決定する。

（２）朝霞市力団排除条例（案）について

【説明】

（担当課：益田）

- ・平成２２年４月１日に福岡県が初めて条例を制定した。その後、平成２３年１０月１日に東京都と沖縄県が条例を制定し、わずか１年半の間に４７都道府県すべてに暴力団排除条例が制定された。埼玉県については、平成２３年８月１日に条例が施行されている。
- ・県内の条例制定状況については、平成２３年８月１日に埼玉県が条例を制定したことを受け

て、平成24年4月1日に戸田市、深谷市、新座市が条例を制定した。その後、制定状況については資料のとおりである。資料にはないが、来年1月には所沢市、蕨市、4月にはさいたま市などが条例を制定する予定である。県内市町村の動向については今後も更に制定が進んでいくものと考えられる。

- ・県の条例があるにもかかわらず、市町村が条例を制定する理由は、県条例では地方自治法の規定により市町村の事業に規定を設けることができないためである。県条例を補完するため、市町村でも暴力団排除条例の制定を行うこととなった。
- ・朝霞市暴力団排除条例（案）の骨子について説明する。条例制定の背景は、埼玉県内において暴力団勢力が増加している中、社会全体で暴力団を排除するため朝霞市としても姿勢を示す必要がある。朝霞市が暴力団排除条例を制定することで、県条例が適用されない市の事務事業から暴力団を排除するとともに、市民、事業者、行政が一体となって暴力団排除活動を推進し、安全で安心な市民社会の実現を目指すものである。
- ・条例の目的は、暴力団排除活動に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、暴力団排除活動の推進に必要な事項を定めることにより、市民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。
- ・条例の概要として、基本理念については、他自治体と同様に「暴力団を恐れない」、「暴力団に資金を提供しない」、「暴力団を利用しない」とし、県や市民、事業者などと協力、連携して推進していくものとする。
- ・市の責務については、関係機関等と連携し暴力団排除活動に関する施策を総合的に実施するとともに、関連情報を警察に提供することとした。
- ・市民及び事業者の責務については、基本理念にのっとり、暴力団排除活動に取り組み、市の施策に協力すること、また、暴力団排除に係る情報について市又は警察に情報提供するよう努めるものとした。
- ・基本的な施策等は、市として公共工事などからの暴力団の排除、市民、事業者への暴力団の情報提供、暴力団排除についての啓発活動、国や他地方公共団体との連携、中学校において暴力団排除の教育などを行うこととした。
- ・朝霞市暴力団排除条例（案）に対する職員コメントを平成24年7月11日から7月24日まで実施した。職員コメントは、2課から4件の意見が提出された。内容は、言葉の表現の修正について、行政対象暴力については具体的に記載した方が良い、青少年に対する教育について対象を中学生から高校生まで拡大した方が良いといった意見であった。行政対象暴力については、条例の基本理念にのっとり、市が条例とは別に定めるべきこととした。また、暴力団排除に係る教育を高校で行うことについては、県条例の規定により実施されるため、市条例には規定しないこととした。
- ・職員コメント終了後、8月22日から9月20日までパブリックコメントを行ったが、意見等はなかった。

[10月9日政策調整会議の要旨について報告]

- ・「朝霞市暴力団排除条例（案）骨子」と「朝霞市暴力団排除条例（案）」の基本理念の表現が異なっているとの意見に対し、骨子は、市民に説明するため分かりやすい表現を使っており、条例（案）の表現を優先的に使用するとの回答がされた。

- ・市で暴力団排除条例を制定すると、今後、暴力団等の脅威に困っている、悩んでいる市民からの問い合わせや相談が今まで以上に市に来る。体制について、相談に来る場合を想定しなければならないとの意見に対し、当面の間は危機管理課が対応し、その後、警察に情報提供するとの回答がされた。

**【意見等】**

(小澤副市長)

- ・条例を定めるのであれば、それに沿った計画を立てていただきたい。

(安田福祉部長)

- ・文書の表現を統一した方が良い。

**【結果】**

- ・条例（案）の表現を修正のうえ決定する。

(3) 地域主権一括法の施行に伴い基準を制定する条例及び改正する条例について

①朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

**【説明】**

(担当課：宮)

- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正するものである。
- ・法律により、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術者を置かなければならないと規定されている。技術管理者の資格は、環境省令に規定されており、市が設置する一般廃棄物処理施設は、環境省令を参酌して当該市町村の条例で定めることとなった。今回の条例は、環境省令の基準と同じ規定を設けるものである。
- ・また、近隣市の状況は、和光市及び志木地区衛生組合が平成25年3月議会までに調整するとのことである。

**【意見等】**

(富岡市長)

- ・技術管理者を置くための財源は必要ないのか。

(担当課：宮)

- ・必要ない。

**【結果】**

- ・原案のとおり決定する。

②朝霞市指定地域密着サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

③朝霞市指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護

予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）

④朝霞市指定密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（案）

【説明】

（担当課：上篠）

- ・地域密着サービスの概要は、第１章総則から第９章複合型サービスで２０２条の構成となっている。
- ・第２章の定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、主な項目、従業者に係る基準及び当該従業者数の員数と利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものは、国の基準に従うこととなっており厚生労働省令と同じである。主な項目、設備基準、運営に関する基準等は、国の基準を参酌することとなっており、厚生労働省令と同じである。
- ・第３章から第９章についても、国が定める区分に準じている。施行年月日は平成２５年４月１日である。
- ・近隣市の状況としては、和光市が来年３月議会、志木市及び新座市は１２月議会に条例案を提出する予定である。
- ・朝霞市指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）について説明する。
- ・条例は、第１章総則から第４章介護予防認知症対応型共同生活介護で９０条の構成となっている。全て国の基準に準じている。施行年月日は平成２５年４月１日である。
- ・近隣市の状況としては、和光市が来年３月議会、志木市及び新座市は１２月議会に条例案を提出する予定である。
- ・朝霞市指定密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（案）について説明する。
- ・条例は、第１条条例の趣旨から第４条指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格を規定することとなっており、全て国の基準に準じている。施行年月日は平成２５年４月１日である。
- ・近隣市の状況としては、和光市が来年３月議会、志木市及び新座市は１２月議会に条例案を提出する予定である。

【意見等】

（富岡市長）

- ・国の区分の「従うべき」、「標準」、「参酌」について説明してもらいたい。

（担当課：上篠）

- ・「従うべき」は、国の基準に従い、「標準」は、特別な事由がない限り国の基準に従い、「参酌」は、国の基準を参考にして基準を設けることになる。参酌については、ある程度の裁量が認められているが、本条例に国の基準と相違させる理由がないため、そのまま参酌した。

（富岡市長）

- ・事務が増加することはないのか。

(担当課：上篠)

- ・事務が増えることはない。

**【結果】**

- ・本件については、原案のとおり決定する。

⑤朝霞市都市公園条例の一部を改正する条例

**【説明】**

(担当課：飯泉)

- ・朝霞市都市公園条例の一部を改正する条例について説明する。都市公園法の改正により、一人当たりの公園面積を10㎡以上、市街地の一人当たりの公園面積5㎡以上と定められているものを、市の条例で定めることになった。国の基準を参酌し、同基準に設定した。
- ・公園の種類ごとの標準面積についても市で定めることとなり街区公園0.25ヘクタール、近隣公園2.0ヘクタール、地区公園4.0ヘクタールと国と同基準で定めた。都市公園に設けられる建築物の設置基準を国と同基準の建ぺい率2パーセントと定めた。特例に関しても国と同基準である。
- ・バリアフリーについて、移動円滑化法の改正により都市公園条例の中でバリアフリーにおける基準を定めることとなった。条例と一部を規則でバリアフリーに関する基準を設けた。

**【意見等】**

(富岡市長)

- ・一人当たりの公園面積を、もっと広げた方が良いのではないか。

(担当課：村沢)

- ・朝霞市の現状は、一人当たり2.3㎡であるため、国の基準よりさらに広げるのは厳しい。

(担当課：飯泉)

- ・緑の基本計画においても、一人当たりの公園面積を5㎡に設定しているため、整合性は取れている。

**【結果】**

- ・本件については原案のとおり決定する。

⑥朝霞市市営住宅条例の一部を改正する条例

**【説明】**

(担当課：中村)

- ・朝霞市市営住宅条例の一部を改正する条例について説明する。公営住宅の設置基準については、住宅の基準や住居の基準など15項目が省令で規定されており、収入基準では低額所得者の居住の安定を図る場合や、特に独断性を図る必要のある大量世帯を条例で定めた上限額が施行令で規定されている。これらの基準は、参酌基準であるため、地域の実情に応じて、基準を強化、追加することが許容されているが、本市の現状を検討した結果、大量の世帯の収入基準を入れて国の基準を準用する。

**【意見等】**

(富岡市長)

- ・他市の状況は、どうなっているのか。

(担当課：村沢)

- ・志木市や埼玉県も同様の内容で条例を制定する。近隣の和光市、新座市は市営住宅がないため条例がない。

**【結果】**

- ・本件については原案のとおり決定する。

⑦朝霞市が管理する市道の構造等を定める条例（案）

**【説明】**

(担当課：野島)

- ・本条例は、道路法やバリアフリー法に基づいていた基準を一つの条例とするものである。道路法に関しては、道路の縦断勾配などの設計基準、自転車及び歩行者専用道路の構造に関する安全基準などについて道路構造令を参酌している。
- ・市道に設置する道路標識の寸法やバリアフリー法による移動等の円滑化を図るための基準について、国土交通省で基準を定める省令を住民に対して規則で定めている。

**【意見等】**

(小澤副市長)

- ・道路法とバリアフリー法の基準を一つの条例にして、同じ項目については、どちらの法律を優先するのか。

(担当課：松本)

- ・朝霞市には特定道路が無いため、国の基準に基づいて条例を制定した。

(小澤副市長)

- ・特定道路は、市が指定するのではないか。

(担当課：松本)

- ・特定道路の指定は、国が行うこととなっている。

**【結果】**

- ・本件については原案のとおり決定する。

⑧朝霞市下水道条例の一部を改正する条例

**【説明】**

(担当課：渡辺)

- ・下水道法の一部改正により、市町村で設置管理している公共下水道の構造の基準について、下水道法施行令で定める基準を参酌し条例で定めることとなり、朝霞市下水道条例の中で構造の基準を第18条に、構造の基準を適用しない適用除外を19条に定めるものである。
- ・また、施行令を参酌し、地域の実情に応じて基準を強化、追加することが可能とされているが、本市の実績、実情等を勘案し検討した結果、現段階においては下水道施行令で規定され

ている基準以外に追加、変更して定める基準が確認できないため、施行令で規定されている全てを本市下水道条例の中に規定するものである。

- ・施行令の第5条の8では、排水施設及び処理施設に共通する構造の基準が5項目、第5条の9では、排水施設のための基準が5項目規定されている。本市は、処理施設が埼玉県流域下水道で行っているため、排水施設のみとなり、施行令第5条の8及び第5条の9の基準合わせて10項目を条例第18条に規定する。
- ・施行令の中で、国土交通省令及び国土交通大臣に委任している事項が3項目あるが、これについては、本市下水道条例施行規則で規定し、国の基準を準用する。
- ・施行令の適用除外に関する2項目は、条例第19条に規定する。
- ・なお、本市条例案は公益社団法人日本下水道協会からの文案を参考に行っている。

#### 【質問等】

- ・なし

#### 【結果】

- ・本件については、原案のとおり決定する。

### ⑨朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（案）

#### 【説明】

（担当課：福室）

- ・水道法が一部改正され、水道法で規定されていた基準を地方公共団体が条例で定めることとなった。条例案は、第1条から第4条の構成となっている。第1条は趣旨、第2条は布設工事監督者を配置する工事、第3条は布設工事監督者の資格、第4条は水道技術管理者の資格について規定している。
- ・朝霞市の条例は、国の基準を準用している。ただし、条例第3条、第4条の布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の基準資格については、旧大学令、旧専門学校令及び旧中学校令に係る資格基準を除くこととした。
- ・近隣市の状況は、和光市が平成24年4月1日に施行済、志木市は平成24年12月議会に議案提出予定、新座市は平成25年3月議会に議案提出予定であり内容は同じである。

#### 【意見等】

（富岡市長）

- ・なぜ旧大学令等は国の基準と異なるのか。

（担当課：福室）

- ・旧大学令は昭和22年に廃止とされており、65年が経過していることからはずした。

（小澤副市長）

- ・布設工事監督者及び水道技術管理者は、本市の水道部の職員でなければならないのか。

（担当課：福室）

- ・水道技術管理者は水道部の職員でなければならない。布設工事監督者は、委託で行うことも

可能なことから、市職員でなければならないものではない。

**【結果】**

- ・ 本件については、原案のとおり決定する。

**(4) その他**

朝霞市憩いの湯設置及び管理条例を廃止する条例（案）について

**【説明】**

(担当課：神田)

- ・ 憩いの湯は、平成9年2月にオープンし、平成17年5月に浴槽から多量の水漏れを確認し営業を中止している。その後、憩いの湯施設改修等調査検討委員会を設置して、平成17年12月に報告書がまとめられた。その段階では、8億円の改修費を投じて、入浴施設として継続することが望ましいという報告でまとめられた。
- ・ 再度検討を重ねた結果、平成18年12月にまとめられた報告書によると、大規模改修の必要性があること、民間温浴施設が周辺に乱立してきたことから、入浴施設として継続することは困難であるという判断がなされた。
- ・ 平成19年2月には、新たな活用策を検討していく観点から憩いの湯有効利用検討委員会を立ち上げ、平成20年1月に提出された報告書によると、3億円ほどかけて複合施設としてリニューアルするとされた。しかし、平成20年12月に財政的な見地から、事業を凍結するという結論に至った。
- ・ 市内において都市計画法上の課題等について検討を進め、地元町内会の意見や要望の聞き取りなど行った上で、本年7月から9月28日までの間に民間事業者などから有効活用のためのアイデア募集を行い、現在、内容について精査している。
- ・ 今回の廃止に至る理由としては、平成18年に入浴施設として継続することは困難であると判断されたこと、憩いの湯建設費の起債の償還期間が平成24年3月で終了したことである。
- ・ また、新たな有効活用策を検討するために行っているアイデア募集においても温浴施設として利用する提案がなかった。新たな施設利用を図っていく上で行政財産から普通財産への転換が必要であることから当初の目的である温浴施設としての存続させる必要がないと判断し今回の提案とした。
- ・ 条例の施行は平成25年4月1日を予定している。

**【意見等】**

- ・ なし

**【結果】**

- ・ 本件については、原案のとおり決定する。